



島根県報

令和8年10月13日（火）

第 7 6 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土砂災害警戒区域の指定の解除（3件）	（砂 防 課）	2
土砂災害警戒区域の指定（3件）	（ ” ）	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）	（ ” ）	4
土砂災害特別警戒区域の指定（3件）	（ ” ）	5

【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	6
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県自動車管理業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	7
------------------------	------------	---

告**示**

島根県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和7年島根県告示第564号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

湯谷D

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第578号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

若宮神社西A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

湯谷D

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

若宮神社西A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和7年島根県告示第572号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

湯谷D

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第579号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

若宮神社西 A

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘 C

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

湯谷 D

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定によ

り、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
若宮神社西A
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事職務代理人島根県副知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年10月1日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域
安来市伯太町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間
令和8年10月1日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
雲南市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について飯南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月24日から令和 9 年 2 月26日まで
- 3 作業地域
飯南町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県自動車管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ごうぎんリース株式会社 代表取締役 布野 裕二 島根県松江市白潟本町63番地
- 5 随意契約に係る契約金額
398, 120, 530円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。